

令和2年度 広報部事業計画

1. 基本方針

「相続は司法書士」

近年相続に関する法律が大きく変わり、ワイドショーなどマスコミでも大きく取り上げられるようになり、今や相続は「いつか考える」から「今考える」問題となった。

司法書士は長年相続登記を通して市民の皆様と接してきたが、今や相続登記だけでなく相続全般に関するアドバイザーになりつつある。

今後、さらにもう一步進めて「相続は司法書士」と印象づけることが、これからの司法書士の未来を考える上で大事である。

今般司法書士の業務は多岐に亘っているが、今年度は特に「相続」に特化した広報活動に取り組んでいきたい。

2. 事業項目

(1) 月報いばらきの発行（月報委員会）

- ①会員に対する情報伝達手段として、毎月1回発行する。
- ②魅力的な情報を掲載するため、原稿募集・編集方法を工夫する。
- ③原稿執筆者に対して基準に従って謝礼（1000円～3000円のクオカード）を交付する。
- ④執筆者の写真を掲載する。

(2) ホームページの運営（情報化対策委員会）

- ①新着情報の更新並びに会の活動や相談会情報などを発信していく。
- ②部や委員会と連携し、積極的な制度広報コンテンツを検討する。
- ③SNS等情報発信方法を検討する。

(3) 8月3日司法書士の日記念事業（司法書士の日記念事業実行委員会）

- ①県内各司法書士事務所での無料相談の開催
- ②高校生の一日司法書士の開催

(4) 10月法の日「司法書士無料法律相談会」の開催

- 令和2年秋の予定。
各支部と協力し連絡をとりながら進めて行く。

(5) 成年後見相談会の共催

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部などと共催
令和2年秋の予定。

(6) 年賀関連広報

年賀名刺広告などを検討。

(7) 令和3年2月 相続登記はお済みですか月間

県内各事務所での相続に関する無料相談の開催など。

(8) 支部が行う市町村における定例司法書士相談への支援

(9) その他広報に関する事業